

ホール等使用料

使用時間区 使用内容区		基本区分			複合区分				
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後10時まで	午前9時から 午後4時30分まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		
ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	平日	7,810 ^円	9,120 ^円	11,720 ^円	16,930 ^円	20,840 ^円	28,650 ^円	
		土曜日 休日	8,690	10,130	13,030	18,820	23,160	31,850	
	500円以下の 入場料を徴収 する場合	平日	8,690	10,130	13,030	18,820	23,160	31,850	
		土曜日 休日	10,420	12,160	15,640	22,580	27,800	38,220	
	1,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平日	10,420	12,160	15,640	22,580	27,800	38,220	
		土曜日 休日	12,160	14,180	18,240	26,340	32,420	44,580	
	2,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平日	12,160	14,180	18,240	26,340	32,420	44,580	
		土曜日 休日	16,510	19,260	24,760	35,770	44,020	60,530	
	3,000円以下 の入場料を徴 収する場合	平日	17,380	20,270	26,070	37,650	46,340	63,720	
		土曜日 休日	19,970	23,300	29,960	43,270	53,260	73,230	
	3,000円を超 える入場料を 徴収する場合	平日	19,970	23,300	29,960	43,270	53,260	73,230	
		土曜日 休日	25,190	29,390	37,790	54,580	67,180	92,370	
	楽屋 1			400	400	400	800	800	1,200
	楽屋 2			400	400	400	800	800	1,200
楽屋 3			600	600	600	1,200	1,200	1,800	
楽屋 4			600	600	600	1,200	1,200	1,800	
シャワー室 1			300	300	300	600	600	900	
シャワー室 2			300	300	300	600	600	900	
設備、器具等			市長が定める額						

備考

1. 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日という。
2. 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
3. ホールを専ら練習のために使用する場合（後刻の催物のために使用する場合を除く。）の使用料は、入場料を徴収しない場合の平日の区分による使用料の100分の30に相当する額とする。
4. 入場料を徴収しないが、ホールまたは楽屋を営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。
5. 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長使用料は当該使用時間基本区分の1時間当たり使用料の100分の150に相当する額とする。
6. この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。